

京都府社会福祉審議会(地域福祉専門分科会) 傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、事前に申し込みを行った上で、会議開催予定時刻の15分前までに受付を行い、事務局の指示に従って会場に入室してください
- (2) 傍聴希望者は電子メールにより事前に申込みこととし、希望者が定員を超える場合は、京都府において抽選を行ったうえ、当選した傍聴者あて開催日前日までに連絡いたします。

2 傍聴に当たって守るべき事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (3) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (4) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
ただし、事前に分科会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (7) 携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。
- (8) その他、会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
御不明な点は、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。